

# デジタル田園都市国家構想推進関連施策資料

施策名：ヘルスケアサービス社会実装事業  
(うちPHRサービスの発展に向けた環境整備事業)

経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課  
03-3501-1790 s-shosa-health@meti.go.jp

施策分類	①予算	4つの視点に基づく分類	③地方の課題を解決するためのデジタル実装	予算額	令和4年度当初一般会計 750百万円の内数
------	-----	-------------	----------------------	-----	--------------------------

**施策効果の詳細**  
データヘルス改革により、全国一律で健康診断結果やレセプト等のPHR（Personal Health Record）が順次マイナポータルからアクセス可能になる。健診情報等に加え、ウェアラブルデバイス等から得られるライフログの取扱いルール等を整備し、①個人に合った日常でのより高度な自己管理、②医療機関における活用を促進することで、利用場所によらないPHRサービスの普及・促進を目指す。

**目的**  
個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みであるPHRを適切に利活用したサービスが創出され、人々に広く活用されるための環境整備を行う。

**概要**  
PHRの適切な利活用の促進に向け、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（令和3年4月23日、総務省、厚生労働省、経済産業省）を策定したところ。今後、より高いサービス水準を目指すためのガイドライン策定や新たなサービス創出に向け、PHR事業者による業界団体の設立やデータポータビリティや標準化等に係る業界自主ルール整備を促進する。

## <PHR政策の全体像>

公的インフラとして制度整備を進める

民間事業者と連携して環境整備を進める

**公的な医療・健康情報  
(健診・レセプト・電子カルテ等)**

⇒ 2020年:乳幼児健診、  
2021年:特定健診、レセプト(薬剤)、  
2022年:がん検診など、順次提供開始。  
2024年:電子カルテ情報(検査値、医療画像等)

本年4月、総務・厚生・経産の3省庁で、  
マイナポータル等からの健診等情報を扱うPHR事業者の遵守  
すべきルールの指針を策定。

**民間事業者の情報  
(ライフログ)**

⇒ 歩数、脈拍、睡眠、食事 など



今後、民間事業者とともに、ルール整備が必要  
⇒ 経産省において、民間PHR団体の設立と、  
業界自主ルール整備の支援を実施

**ユースケース② 医療機関等受診時における利活用**

医療従事者等と相談しながら、自身の健康増進等に活用

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、  
管理栄養士等の医療従事者等

**ユースケース① 日常における利活用**

行動変容等の自己管理をサポート

記録・閲覧  
運動不足を改善  
食を改善

## <事業内容>

- **民間PHR事業者団体の設立支援**  
→ 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を踏まえた、より高いサービス水準を目指すためのガイドライン等の検討主体となるPHR事業者団体の設立に向けた支援を行う。
- **データポータビリティや標準化に向けた調査**  
→ PHR事業者団体による、より高いサービス水準を目指すためのガイドライン策定等に向け、国内外におけるPHR関連の動向調査を行うとともに、データポータビリティや標準化、データを活用したリコメンデーションの在り方等について課題を整理する。

## <中長期的取組>

2022年度	2023年度	2024年度以降
・PHR事業者団体の設立	・第三者認証制度等の仕組み構築	
・PHR事業者団体による、より高いサービス水準を目指すガイドラインの策定を支援（国内外調査など）		

詳細